

0942-30-1020

記載例

福岡県 県税事務所長 殿 平成 ○年 ○月 ○日

納税義務者 (債権譲渡人) 住所 (所在地) 〒839-0861 久留米市合川町1642-1  
 刀がナ 氏名 (名称) 福岡 県太郎 印  
 \*自署が原則です。 電話番号 (0944) 41-5122  
 \*県税事務所から適宜連絡を入れる場合がありますので、電話番号をご記入ください。

4月現在の所有者 (納付書が送られてきた方の住所・氏名・電話番号・印鑑)

債権譲渡通知書

下記の県税の過誤納還付金 (延滞金及加算金並びに還付加算金を含む) を、平成 ○年 ○月 ○日に次の者へ譲渡したので通知します。

記

税目 平成 年度 月分 (整理番号)

・自動車税の場合のみ記入して下さい。(該当する箇所は○で囲む)

期別	登録番号	納税義務消滅年月日及びその事由
定期 随時 証紙	福岡 北九州 久留米 筑豊	平成 ○年 ○月 ○日 (重複納付を除く) ①抹消 ②解体 ③重複納付

自動車のナンバーを全て記入してください。

債権を譲渡した相手 (譲受人) 住所 (所在地) 〒830-0052 久留米市上津町2203-301  
 刀がナ 氏名 (名称) 久留米 花子 印  
 電話番号 (0944) 52-1015

今回還付金を受け取られる方の住所・氏名・電話番号印鑑

- ※ 二重払いの場合、この通知書は課税事務所に原則として領収書の写しを添付の上、二重払いした日から10日以内に提出してください。
- ※ 自動車税の場合、この通知書は抹消後10日以内に提出して下さい。また、抹消証明書の写しをできるだけ添付して下さい。なお、4月1日現在の所有者が納税義務者です。
- ※ 通知書等の郵送は可能ですが、その場合は抹消後10日以内に到達することが必要です。
- ※ 債権譲渡人 (納税者) 及び債権譲受人に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により先に還付金を充当し、余剰がある場合に還付します。

〔債権を譲り受けた方の記入欄〕

- 送金を希望する (その場合、お受け取りの銀行は、公金事務処理の都合上、福岡県で銀行・支店は指定させていただきます)
- 口座振替による支払いを希望する→下記の枠内を記入して下さい (\*郵便局・漁業協同組合の口座は指定できません)

福岡県 県税事務所出納員 殿

住所 (所在地) 〒830-0052 久留米市上津町2203-301  
 氏名 (名称) 久留米 花子 印

福岡県から私に支払われる上記債権譲渡通知書に係る過誤納等還付金は、下記の口座へ振替えて下さい

振込先 (銀行名及び支店名等)	預金種別	口座番号						
久留米銀行 久留米支店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金	0	1	2	3	4	5	6
口座名義人 刀がナ 氏名	くろめはなこ 久留米 花子							

口座振替を希望される場合のみ記入

\*名義人の同意無くこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪 (刑法159条) 及び同行使罪 (161条) 等の罪に問われることになります。